



26 逗 個 情 運 発 第 9 号
2014 年（平成 26 年）7 月 9 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫



生活保護費支給業務に係る個人情報の利用及び提供について（答申）

2014 年（平成 26 年）6 月 19 日付け、諮問第 12 号「生活保護費支給業務に係る個人情報の利用及び提供について」に係る逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外利用及び提供につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

なお、生活保護法に規定され、その目的とする使途に的確に充当するため、情報提供に際しては個人情報の保護が図られるよう情報のセキュリティ管理に十分配慮するよう申し添えます。

以上